

不登校問題 対応の手引き

— 欠席しがちな児童生徒への対応 —

(案)

平成29年2月7日現在

不登校は、特定の子供に特定の問題があることによって起こるのではなく、どの子供にも起こり得るものです。

学校や家庭、地域社会が、不登校をはじめとする欠席しがちな子供と保護者に寄り添い、子供がどのようなことで困っているのかを「見立てる（アセスメントする）」ことが大切です。

すべての子供が、学校で楽しく過ごし、一人一人が自信と誇りをもち、将来の夢と希望が実現できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組んでいきましょう。

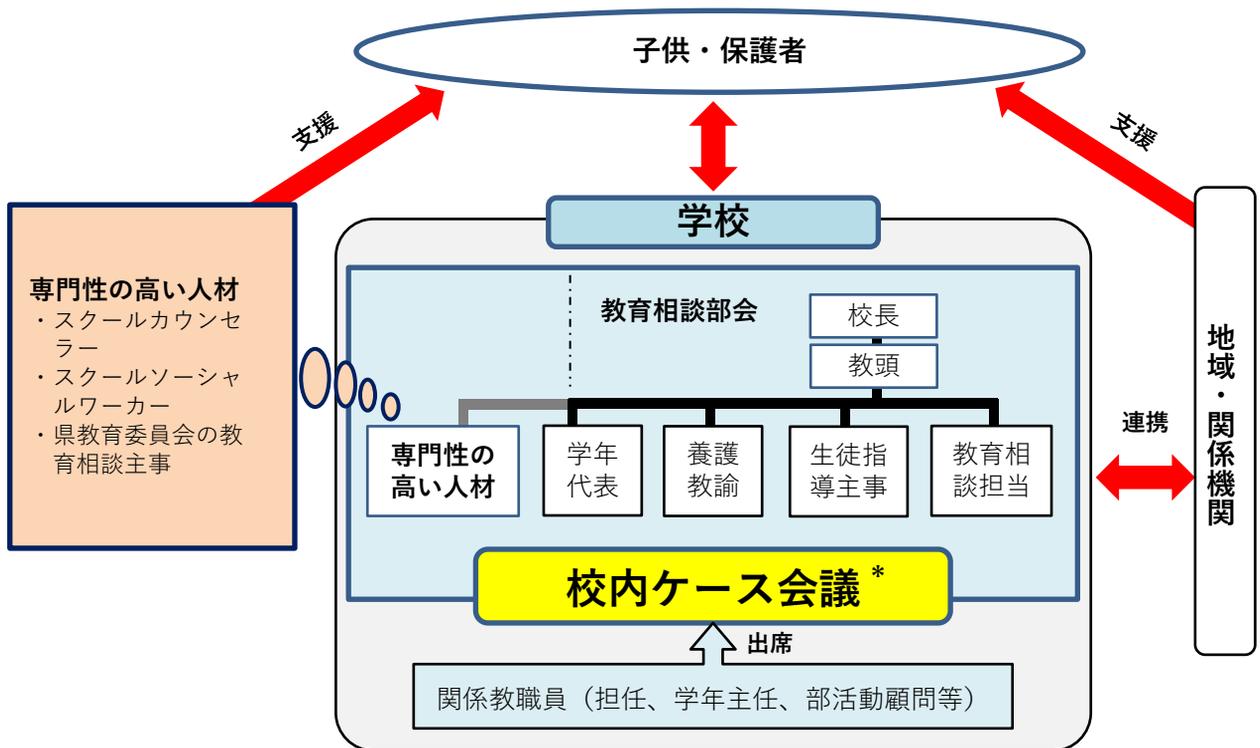
はじめに

不登校は、学校教育における喫緊の大きな課題です。とりわけ、本県は、不登校児童生徒の出現率が高い水準で推移しています。

このため、これまでも、魅力ある学校づくり、集団づくり等に取り組み、不登校の未然防止や早期発見に努めてきました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談主事と連携を図り、早期対応や学校復帰に向けた取組なども行ってきました。加えて、平成27年度から、すべての公立小中学校を対象に「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を作成し、児童生徒理解を一層深めることにより、不登校の早期発見・早期対応に取り組んでいます。

本県の子供たちが笑顔で学校に登校できるようになるためには、すべての教職員が不登校について正しく理解し、適切に対応することが必要です。これまでの取組を充実させるため、県教育委員会はこのたび「不登校問題対応の手引き」を作成しました。本手引きを活用し、不登校問題の未然防止や解消に向けて、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、全力で取り組みましょう。

不登校対策に係る組織（例）



* ケース会議…子供の状況を適切に把握し、継続的・組織的に支援するため、校長のリーダーシップのもと、関係する教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で児童生徒の支援方法等を協議する会議

《目 次》

P.1

不登校問題の基本的な対応の手順

P.2

1 欠席しがちな子供への対応

- ・全体フロー図

P.3

2 連続して3日間欠席した子供への対応

- ・欠席しがちな子供の前兆に気付く
- ・連続して欠席する子供への対応モデル

P.4

3 累計5日以上欠席した子供への対応

- ・子供のSOSに気付く
- ・シートを活用した組織的な対応

P.5

4 「見立て（アセスメント）」の方法とは ～欠席の要因を明確にする～

- ・情報の収集、確認
- ・「見立て（アセスメント）」の実施

P.6

5 チームによる組織的な支援が鍵 ～校内ケース会議のもち方～

- 1 会議の円滑な進行のために
- 2 「見立て（アセスメント）」を行い課題を共有
- 3 支援計画の策定

P.7

6 具体的な対応例

- (1) 発達障害が主たる要因
- (2) いじめが主たる要因
- (3) いじめを除く友人関係が主たる要因
- (4) 教員との関係が主たる要因
- (5) 部活動への不適応が主たる要因
- (6) 非行が主たる要因
- (7) 学業の不振が主たる要因
- (8) 進路に係る不安が主たる要因
- (9) 入学時の不適応が主たる要因
- (10) 学校教育への不信が主たる要因
- (11) 病気(起立性調節障害等)が主たる要因
- (12) ネグレクト(虐待)が主たる要因

P.19

7 学校外の施設との連携

- ・適応指導教室
 - 適応指導教室とは
 - 県内における適応指導教室設置状況
- ・フリースクール等の民間施設
 - フリースクールとは
 - 学校との連携

P.20

知っておきたい用語

いじめ・不登校に関する相談窓口

不登校問題の基本的な対応の手順

✓ 取組のチェック

早期発見・情報収集

→ P.3~5

- 3日連続で欠席した場合
 - 欠席1日目に電話連絡
 - 欠席2日目に家庭訪問
 - 欠席3日目に校内ケース会議を開催
 - 累計5日以上欠席した場合
 - 個人状況・学校対応状況シートの作成
 - 複数の教員で作成
 - 教職員で情報共有
 - 各種会議で活用
 - 情報収集（多様な方法で行う）
- 明らかなけがや病気、通院、家庭の都合等、心配がないと判断できるケースを除く。（慎重に判断）

見立て（アセスメント）※1

→ P.5, 6

- 複数の教職員で実施
- 個人状況・学校対応状況シートの作成
- ブレインストーミング※2の実施
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに出席を依頼
- 関係機関に協力を依頼（必要に応じて）

（※1、※2 P.20を参照）

支援計画

→ P.6~18

- ケース会議参加者が共通理解
- 短期目標と長期目標（ゴール）
- 課題の整理と役割分担
- 「だれが」「いつ」「だれに」「何を」「どのように」

復帰支援

→ P.7~18

- 支援計画にのっとり実施
- 取組を個人状況・学校対応状況シートに記録
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携
- 関係機関に協力を依頼（必要に応じて）
- 子供の変化を把握
- 短期目標の達成
- 長期目標（ゴール）の達成

復帰

- 継続的な見守り
- 面談や家庭訪問等によるケア

新たな情報

1 欠席しがちな子供への対応（全体フロー図）

校内で、欠席しがちな子供を把握

連続して3日間欠席した子供

明らかながや病気、通院、家庭の都合等、心配がないと判断できるケースを除く。（慎重に判断）

累計5日以上欠席した子供

「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」により把握する。

校内ケース会議

「見立て（アセスメント）」を行う。

【欠席の要因】

学校生活に係ること

病
気

対応例 11

特別な支援が必要な子供

対応例 1

いじめ

対応例 2

いじめを除く
友人関係

対応例 3

教員との関係

対応例 4

クラブ活動・部活動
等への不適合

対応例 5

学校のきまり等を
めぐる問題・非行

対応例 6

学業の不振

対応例 7

進路に係る不安

対応例 8

入学・転入学・
通級時の不適合

対応例 9

学校教育への不信

対応例 10

家庭の事情

対応例 12

スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラー

教育相談主事

【関係機関等】

市町村福祉担当課

青少年補導センター

民生委員・児童委員

警察

県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）

適応指導教室

医療機関

要保護児童地域対策協議会*

学校は、「見立て（アセスメント）」に応じて関係機関等と連携する。

* 要保護児童地域対策協議会

虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等の早期発見及び適切な支援を行うため、市町村が設置する組織である。本協議会は、福祉機関、保健機関、教育機関、医療機関等の関係機関が連携して、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を具体的に協議する場であり、保護者や子供の意向にかかわらず支援を検討できる。

2 連続して3日間欠席した子供への対応

欠席しがちな子供の前兆に気付く

子供の表情やしぐさに、少しでも変化や違和感を覚えた場合は、本人に声をかけたり、家庭訪問や保護者に電話連絡をしたりする。



連続して欠席する子供への対応モデル

《担任》

子供や保護者からていねいに聞き取る

- ・病状、体調、家庭での過ごし方
- ・体調や生活面以外で心配なことはないか

《担任》

明日の連絡等をていねいに伝える

- ・授業の連絡、持ち物
- ・早くよくなってほしいという気持ち
- ・安心して登校できるような声かけ

《担任、養護教諭等》

保護者から聞き取る

- 〔学校、家庭等、適切な聞き取り場所を選択〕
- ・本人の様子
- ・気になること、不安なこと

《担任、養護教諭等》

子供に会う（可能な限り）

- ・体調（病院の受診状況、診断結果等）
- ・家庭での過ごし方（昼夜逆転、不眠等）
- ・気になること、不安なこと

《管理職、担任を含む教職員》

校内ケース会議の開催 → P.5, 6

- ・複数の教職員等で分析
- ・情報共有・課題共有
- ・「見立て（アセスメント）」
- ・支援計画の策定
- ・役割分担（例）

○見立て（アセスメント）

このケースは、母親の不安が子供に影響を与えているので、母親を安心させる必要がある。

○取組の方向性の決定

まず、担任と教育相談担当が週に1回、午後5時に家庭訪問を行い、担任は子供と、教育相談担当が母親と1時間程度懇談する。



留意点

《担任》

欠席への対応について

- ・無断欠席は、必ず確認する。
- ・学級担任が連絡できない場合は、他の教員で分担する。
- ・子供の安否が確認できない場合は、保護者に連絡し、学校全体で対応を協議する。

留意点

《担任、養護教諭等》

子供の心情に寄り添う

- ・本人や保護者が求めている支援は何かを知る。
- ・学校生活に対する心配事や不安、悩みはないかを探る。

欠席の背景を把握する

- ・児童虐待、いじめ、発達の課題等

留意点

《管理職、担任を含む教職員》

必要な情報を持ち寄る → P.4

- ・「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」や、教育相談の記録等

共通認識を図る

- ・子供が抱えている課題
- ・欠席等の現状、経緯
- ・現在の子供の様子や家庭状況等

「見立て（アセスメント）」の視点を共有する

- ・児童虐待、いじめの疑い
- ・家庭環境（家族、経済、衣食住等）
- ・学校環境（友人、学習状況等）
- ・地域環境（本人や家族を支える人材）
- ・本人（学力、病気、性格、発育等）
- ・日常生活（睡眠時間、食事等）

再アセスメント、支援計画の修正【繰り返して行う！】

欠席1日目

欠席2日目

欠席3日目

電話連絡等で確認

家庭訪問等で確認

校内ケース会議による「見立て（アセスメント）」と支援計画の策定

3 累計5日以上欠席した子供への対応

子供のSOSに気付く

子供は、悩みやつらい気持ちを常に教職員に伝えるわけではありません。心とはうらはらに、元気にふるまうこともあります。

そこで、子供の変化にいち早く気付き、子供や保護者に寄り添い、不登校等の未然防止を図るために、教職員が協力して「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を作成し、地道に取り組むことが必要です。

本シートをもとに、教職員で情報を共有し、「見立て（アセスメント）」を行い、組織的に取り組むことが、子供にとって安心して登校できる学校づくりにつながります。

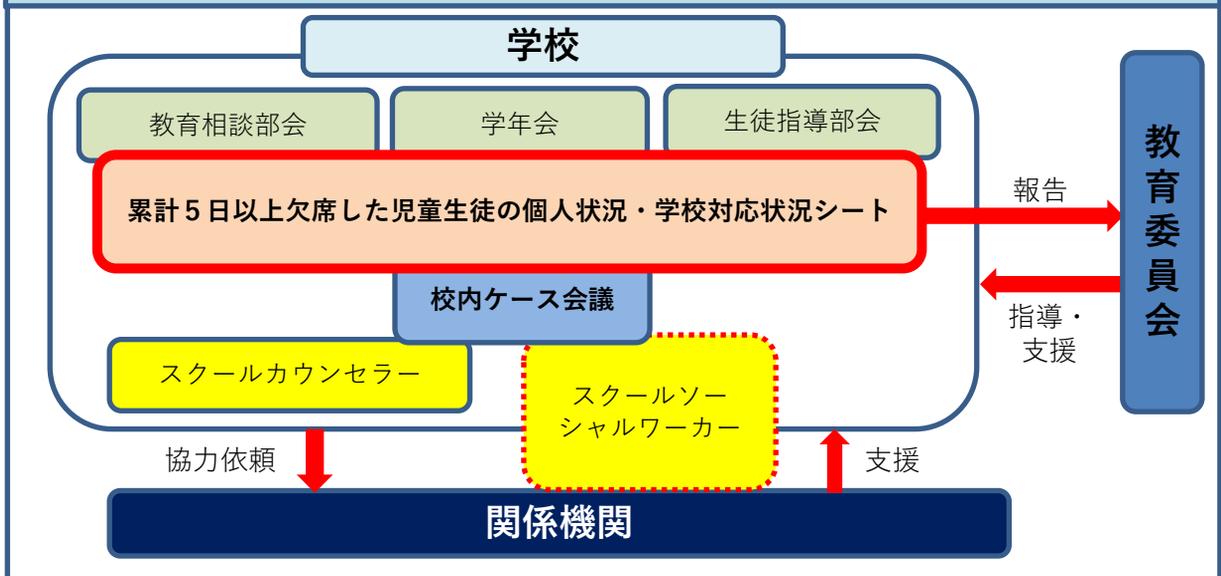
* 累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート

- 1 児童生徒について 【基本情報】
- 2 前年度までの欠席状況 【基本情報】
- 3 本年度の月別欠席日数等 【欠席理由を判断】
- 4 学校の対応状況 【子供の様子や学校が対応した記録】
- 5 見立て(アセスメント) 【ケース会議での判断の記録】

校長が定期的に確認する。

様々な会議で活用する。
* 取扱いに十分注意する。

シートを活用した組織的な対応 → P.5, 6



不登校を含め、長期欠席^{※3}を減らしていくことが大切です。

(※3 P.20を参照)

4 「見立て（アセスメント）」の方法とは ～欠席の要因を明確にする～

欠席しがちである、欠席が続いた…

本人・保護者からの聞き取り

情報の収集、確認（主なもの）

教職員・友人からの聞き取り

今までの欠席、遅刻・早退の状況

スクールカウンセラー等の情報

いじめアンケート

生活日記

家庭訪問の記録

累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート*

*欠席していなくても、気になる子供についてはシートを作成し、情報共有する。

「見立て（アセスメント）」の実施

どうして欠席しているのだろう？

学習の状況

健康状態

教員との関係

いじめ

生活習慣

家庭環境

部活動・クラブ

虐待

友人関係

他にも・・・



子供が欠席し始めた初期の段階で、多様な欠席理由を想定することが大切です。複数の教員でたくさんの意見や気づきを出し合うことで要因を見つけていくブレインストーミングを行うことが効果的です。

欠席理由が、「体調不良」「腹痛」「しんどい」などの場合は要注意です。家庭から欠席連絡があった場合も、「大丈夫だ。」と楽観視せず、「他に要因はないか。悩んだりしていないか。」などと考えることが大切です。

子供の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにします。（校内で組織的に対応を行うことが重要）

5 チームによる組織的な支援が鍵 ～校内ケース会議のもち方～

1 会議の円滑な進行のために

○会議の参加者が子供の状況を共通認識する。

「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を活用するとともに、「子供が抱えている課題」「子供の欠席日数と考えられる理由」「授業、休憩時間、部活動等における学校での様子」「子供の人間関係や家庭の状況」等の情報を記載した「個人シート」を作成する。

- ・多くの教員が協力して、できる限り詳しい情報を事前に収集しておく。
- ・管理職が進行を行ってもよいが、子供の理解状況や関係機関等との連携を踏まえると、教育相談担当や生徒指導主事、スクールソーシャルワーカーが中心になって運営してもよい。



2 「見立て（アセスメント）」を行い課題を共有

○「見立て（アセスメント）」を行う上での留意点

- ・複数の教員等で情報を共有し、整理・分析を行う。
- ・ブレインストーミングを行い、様々な可能性を模索する。
- ・「なぜ?」「どうして?」など疑問をもったり、はっきりとわからない要因や背景を様々な視点から分析したりして、要因を明らかにしていく。→ 決めつけず、あくまで仮説として対応

○より適切な「見立て（アセスメント）」を行うために

- ・早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの出席を求める。
- ・スクールカウンセラーの見立てやスクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携を図りながら、助言を積極的に取り入れる。

**一人で抱え込まずに
チームで取り組むことが大切**



3 支援計画の策定

○課題を整理し、具体的な個別支援計画を策定する。

- ・長期目標（ゴール）とその実現に向けた短期目標を明確にし、会議参加者で共通理解する。
- ・「だれが」「いつ」「だれに」「何を」「どのように」「どの程度」行うことが効果的であるかを検討し、具体的に役割分担する。
- ・どの関係機関と連携して、いつから取り組むかを定める。

子供の状況は変わっていくため、継続的に繰り返し「見立て(アセスメント)」を行い、支援計画を策定しなおすことが必要！

- * 根拠をもって積極的にアプローチしたり、見立て(アセスメント)から子供の様子を見ていったりする。
- * ケースによっては、学校と子供、保護者が一緒に相談することで効果的な支援につながる。

6 具体的な対応例

(1) 発達障害が主たる要因

Aは、幼稚園では、落ち着きがなく、友達と遊んでいても我慢ができず、急に怒り出すことが多くみられた。小学校に入学しても、突然、授業中に教室内を歩き回ったり、体を動かしてしまうなど、落ち着いて自分の席に座っていることができなかった。

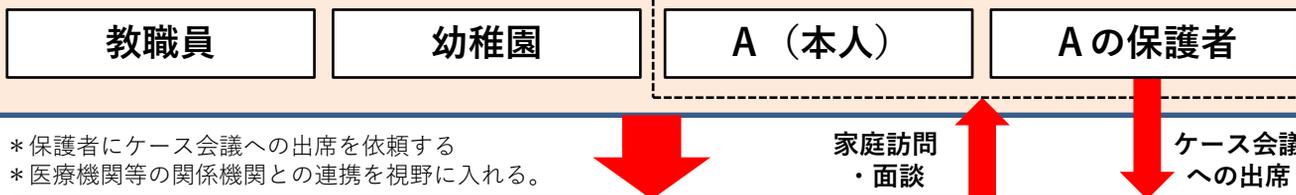
ちょっとしたことでも大声を上げたり、乱暴になったりしたことから、級友が次第にAを避けるようになり、Aは登校することを渋った。Aの行動が気になった担任は、Aの保護者に相談したところ、Aの保護者は、Aを医療機関で受診させた。診断の結果、ADHD（注意欠如・多動性障害）と診断され、Aの保護者は合理的配慮*4の提供を学校に申し出た。

【 対応 】

(※4 P.20を参照)

担任が校長と特別支援教育コーディネーターに報告

教職員による情報の収集・共有

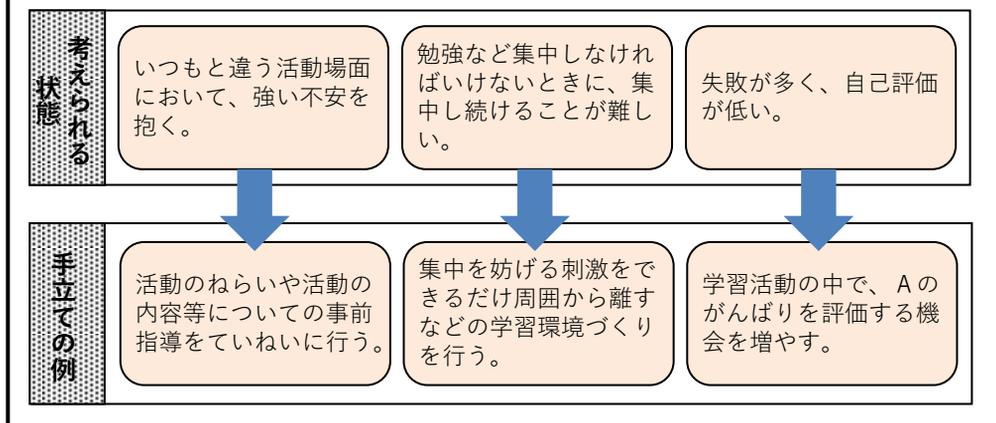


- * 保護者にケース会議への出席を依頼する
- * 医療機関等の関係機関との連携を視野に入れる。

ケース会議

- 保護者にケース会議への参加を依頼し、教員とともにAの様子を確認し、取組を検討する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに専門的な見地から助言を受ける。
- AとAを取り巻く環境等の「見立て（アセスメント）」を行う。
- Aに対する支援計画を策定する。

Aの心情や障害の状況等に応じた配慮【主なもの】



医療機関等の関係機関

連携

教職員は、子供の障害の特性を把握し、対応を具体的に捉えず、子供のニーズに合わせた支援や指導を検討することが重要です。

学校生活に関わることへの配慮

- すべての教職員が、Aに対する合理的配慮を理解した上で、A及びAの保護者を支援する。
- 担任自身がAへの関わり方のモデルとなり、周囲の子供たちに理解を促していく。
- 担任は、Aの障害を配慮した教室掲示等の工夫や授業方法等を研究する。
- 担任は、学級の子供たちに、多様性を受け入れる心情や態度を育む。
- 教職員は、担任まかせにせず、組織的にAの支援を継続的に行う。

リーフレット

「どの子も「わかる・できる」授業づくりのアイデア」

～個別の障害特性に応じた配慮～

(2) いじめが主たる要因

Bは真面目な学習態度で、不真面目な級友を注意することが多かった。このことに腹を立てた生徒がSNSを使って、Bをからかったり無視したりするよう広めた。Bに対するいじめは徐々にエスカレートし、その結果、Bは登校を渋るようになり欠席が増えていった。

【 対応 】

いじめの疑いがある場合（校長に報告）

担任が一人で抱え込まず、組織として対応する。

いじめ対策委員会を開く

組織的な判断のもとで対応

リーフレット

いじめ問題
対応マニュアル

P.6「組織的に動く」

Bに対する支援【繰り返し見立てる】

- 担任等が家庭訪問を行い、Bにつらい思いをさせたことを謝罪するとともに、B及びBの保護者の思いを受け止める。
→ Bの状態を見ながら、事実確認を行う。
- いじめ対策委員会で決定した加害生徒に対する指導方針や加害生徒の指導状況を、B及びBの保護者にていねいに説明する。
- ケース会議を開き、Bの状況といじめ対策委員会で検討した指導方針について共通理解する。
- Bの具体的な登校支援の方法について検討する。
- ケース会議で策定した支援計画に基づいた登校支援に取り組む。
 - ・家庭訪問等によるBの学校復帰に向けた支援と保護者のニーズの確認・把握
 - ・担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によるB及びBの保護者の心のケア
 - ・欠席した期間の学力補充

加害生徒への指導【繰り返し見立てる】

- 担任や生徒指導主事等が、しっかりと聞き取り、事実確認を行う。
- いじめ対策委員会を開き、今後の指導方針を検討する。
- 担任、管理職、生徒指導主事等が、いじめを止めるように指導する。
- 担任、管理職、生徒指導主事等が、加害生徒の保護者に対していねいな説明を行い、理解を求める。
- 必要に応じて、青少年補導センター、県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）等と連携しながら粘り強く指導する。
- 加害生徒の反省が不十分であり、行動が改善されないなど、Bの不安を解消できない場合は、加害生徒を別室に登校させて指導したり、教育委員会と協議の上、加害生徒を出席停止にしたりする。
- 再発防止に向けて加害生徒の課題を解消するため、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

再発防止・問題の解消
(Bに安心感を与える。)

組織的な判断のもとで対応

Bが登校できる場合

- 担任等が家庭訪問や面談を行いながら、B及びBの保護者のケアに取り組む。
- 担任や生徒指導主事等が、加害生徒及び他の生徒に対して、計画的継続的にいじめの再発防止に係る取組を行う。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。
- 必要に応じて、B及びBの保護者に対してスクールカウンセラーや教育相談主事等によるケアを行う。
- 学校生活を送るBの小さな変化をていねいにとらえ、個人状況・学校対応状況シート等で教職員が情報共有する。

Bが登校できない場合

- 担任等が家庭訪問を行い、B及びBの保護者とコミュニケーションをとるとともに、加害生徒を含む学校の状況等を伝える。
- Bに別室登校や適応指導教室への通室等を促す。
- 加害生徒及び他の生徒に対して、計画的・継続的にいじめの再発防止に係る取組を行う。
- B及びBの保護者に対してスクールカウンセラー、教育相談主事等によるケアを行う。
- ケース会議を継続して行い、Bの再アセスメントと支援計画を修正し、再検討する。
- Bが、環境を変えるために転校を希望する場合は、担任や管理職等が、B及びBの保護者からていねいに話を聞き、B及びBの保護者の同意のもとで決定する。

いじめにより欠席が続くことは、いじめ防止対策推進法第28条により「重大事態」に該当します。

(3) いじめを除く友人関係が主たる要因

友人に気を遣いながら学校生活を送っていたCは、ある日、別の学級の生徒から、Cのことを友人が嫌がっているらしいとの話を聞いた。Cは体調不良を訴え、登校を渋ったり、欠席が増えていった。

【 対 応 】

教職員がCの状況を認識（校長に報告）



Cとの個人面談や
担任等による家庭訪問

複数の教員で、いじめ
アンケート等を確認

生徒指導主事等が、教職員、
関係児童からの情報収集

いじめの疑いがある場合 → P.8

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5, 6

Cの心情や体調等に応じた対応【主なもの】

考えられる 状態	頭痛や吐き気、腹痛が襲い、 家から出られなくなる。	精神的に不安定な状態になり、 家庭で暴言を言ったり 暴力を振るう。	無気力になったり、体を傷 つけるなどの自傷行為が見 られる。
-------------	------------------------------	---	--------------------------------------

定期的にあセスメントを行い、Cの変化を把握する。

手立ての例	学校の対応 <ul style="list-style-type: none">・担任等が、個人面談や家庭訪問を行い、Cの心のケアと保護者のニーズを確認・把握する。・保健室や別室登校等の受け入れ体制を整備する。・関係児童の指導とケアを行う。・Cの心情や体調等を把握し、支援計画を改善しながら、学校復帰を支援する。・学校の取組をC及びCの保護者に伝える。・学級の状況を複数の教員で見立てる。	関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラーや教育相談主事によるC及びCの保護者の心のケア・スクールソーシャルワーカーを活用し、民生・児童委員、県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）や医療機関等の関係機関と連携する。* 虐待が懸念される場合、速やかに県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）に通告する。→ P.18
-------	--	--

様々な要因が隠れている可能性があるため、専門的な知識をもつ
スクールカウンセラーや教育相談主事等に相談する。

学校・地域・家庭にCが安心して過ごせる居場所をつくとともに、
Cだけではなく、繰り返し学級集団の状況の見立て（アセスメント）を行う。

(4) 教員との関係が主たる要因

Dは、授業開始時間になっても級友をからかいながら騒いでいたため、担任から注意された。Dは、「級友も騒いでいたのに、自分だけが注意されるのは、おかしい」と反論したが、担任に聞き入れられなかった。その後、Dは、担任が自分のことを嫌っていて、自分だけに厳しいと感じるようになり、次第に担任に会いたくないという気持ちが強くなった。その結果、Dは登校を渋るようになり、遅刻や早退、欠席が増えていった。

【 対 応 】

教職員が事象を把握（校長に報告）

校長は、担任の指導方法の確認と指導

校長等が中心
となり調査

D及びDの保護者と面談
(担任以外で行うことも検討)

複数の教員で、いじめ
アンケート等を確認

校長が担任等、教職員から
情報収集・初期対応の指示

- ・ Dの気持ちに寄り添い、安心して再登校できることを最優先に考える。
- ・ 校長は、担任に不安を感じたのはいつからか、現在の気持ちもそうなのかなどをできる限り詳しくD及びDの保護者から聞き取る。
- ・ いじめや学習に対する不安、家族との関係等、他の要因も関係していないか探る。
- ・ Dが、なぜそのような気持ちになるのか、見立て（アセスメント）を行う。→ P.5

Dへの登校支援

- Dが安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、D及びDの保護者のケアに取り組む。（担任も可能であれば同行する。）
- 担任は、Dの保護者と面談したり、家庭訪問したりしながら、Dとの信頼関係づくりに取り組む。（担任への不安を取り除く。）
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。（可能であれば、別室登校を促す。）
- 必要に応じて、D及びDの保護者に対してスクールカウンセラーや教育相談主事等によるケアを行う。
- 担任との関係以外に要因があれば、校長の指示のもと、迅速に対応していく。

(報告・連絡・相談・確認の徹底)

学校の組織的な取組

- Dについて、多くの教職員で継続的に「見立て（アセスメント）」を行う。
- 教育相談部会やケース会議において、Dの再登校に向けた支援計画の検討を行う。
- 別室登校した際の対応や適応指導教室等と連携して、Dの学習の場をつくる。
- 管理職の指導のもと、必要に応じて、青少年補導センター、県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）、医療機関等と連携する。
- Dにかかわるすべての教職員が、小さな変化をていねいとらえ、「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」等で教職員が情報共有する。



(5) 部活動への不適応が主たる要因

7月に3年生が引退し、新チームの発表があり、Eは、1年生の中で1人だけレギュラーに選ばれた。夏休み中は、Eは練習に熱心に取り組んでいたが、部内で孤立することが多くなり、新学期が始まると体調不良を理由に部活動を欠席するようになった。その後、登校はするものの遅刻や早退、そして欠席が増えていった。

【 対 応 】

顧問、担任がEの状況を認識（校長に報告）

いじめの疑いがある場合

組織的な判断のもとで対応

リーフレット

いじめ問題
対応マニュアル

P.6 「組織的に動く」

Eに対する支援

- 顧問や担任等が家庭訪問を行い、E及びEの保護者の思いを受け止める。
* Eの状態を見ながら、事実確認を行う。
- 顧問は部活動の取組について管理職や体育部会、他の部活動顧問と協議し、部活動の指導方針を生徒に再確認する。
- 部活動内の人間関係の修復に取り組む。
* いじめを認知した場合は、**いじめ対策委員会**で決定した加害生徒に対する指導方針や加害生徒の指導状況を、E及びEの保護者に丁寧に説明する。
- ケース会議を開き、Eの状況（と**いじめ対策委員会**で検討した指導方針）について共通理解する。
- Eの具体的な登校支援と部活動への復帰の方法について検討する。
- ケース会議で策定した支援計画に基づき、登校支援に取り組む。
 - ・家庭訪問等によるEの学校復帰に向けた支援と保護者の心のケア
 - ・顧問や担任、養護教諭、スクールカウンセラー等によるEの心のケア
 - ・欠席した期間の学力補充

加害生徒への指導

- 顧問や担任を中心に、部活動や学級でのトラブルや嫌がらせがないか、情報収集を行う。
- いじめ対策委員会**を開き、今後の指導方針を検討する。
- 顧問、担任、生徒指導主事や管理職が、いじめを止めるように指導する。
- 保護者に対して丁寧な説明を行い、理解を求める。
- 必要に応じて、青少年補導センター、県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）等と連携して粘り強く指導する。
- 顧問や担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

再発防止・問題の解消
(Eに安心感を与える。)

Eの状況に応じて、まず学校復帰の働きかけを行い、状況に応じて部活動復帰につなげていく。

この後は基本的に、対応例(2)と同じ対応を行うとともに、次のことを教職員全員で取り組む。

- すべての部活動で、顧問は生徒の出席状況を確認し、いじめや人間関係のトラブルが起きているか確認する。
- 管理職は、部活動の活動方針やレギュラーの選定等について、適切かどうかを点検する。
- 顧問や担任は、部活動に取り組む生徒一人一人が、明確な目標をもって取り組んでいるか、どの程度の負担感を抱いているのか確認する。
* いじめアンケートや生活アンケートに、部活動の項目を設けるなど、多様な方法で生徒の状況を把握する。

(6) 非行が主たる要因

夏休み以降、頭髪や服装が乱れ始めたFに対して、教員は指導を繰り返していた。しかし、Fの行動はますますエスカレートし、喫煙や飲酒、深夜徘徊、年上の少年の家に泊まるなどを繰り返すようになり、登校しなくなっていった。

【 対応 】

教職員が事象を把握（校長に報告）



学校（担任、生徒指導主事、部活動顧問、養護教諭等）

- ・学年会、生徒指導部会、ケース会議
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携

家庭訪問・情報収集

Fの保護者

Fに会えない場合、関係機関等に協力を求めながら、Fの安全確認を行う。

学校（管理職・生徒指導主事等窓口となる教員）

情報収集・家庭訪問（目視による安全確認）

Fの状況確認について協力を要請

連絡・報告

指導・支援

情報収集等の依頼

児童虐待のおそれがある場合は、速やかに通告

警察

連携

教育委員会
（青少年補導センター）

児童相談所、
福祉事務所、
市町村福祉担当課

少年補導委員、民生委員・児童委員、地域防犯組織、近隣校等

情報収集・学校への連絡・補導・家庭への働きかけ等

面談・一時保護

Fの安全を確保

Fが無理に誘われている場合は、特にFの身に危険が及ぶ可能性がある。

再登校を支援するために、学校・地域・家庭に居場所をつくるのが大切です。

(7) 学業の不振が主たる要因

三学期に入り、Gはしばしば欠席するようになった。欠席する日は、Gの母親から「体調不良である」と連絡があり、1・2日欠席すると登校するといったことを繰り返すという状況であった。心配した担任が家庭訪問し、Gに話を聞くと、Gが「授業についていけず、授業中、教室にいることが苦痛で、学校に行きたくない」と訴えた。

【 対応 】

教職員の気づき

最近、成績が下がってきた。

そういえば、テスト前になるとよく欠席していた。

授業中、よく居眠りをしている。

宿題をしてこない。



情報の収集・確認（校長や学年主任に報告）

家庭訪問・面談

G（本人）

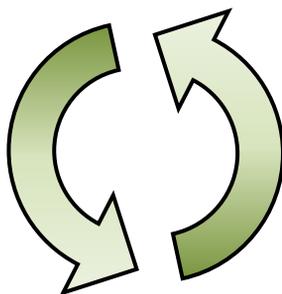
○担任や教科担当等が家庭訪問を行い、Gの思いを受け止める。

Gの保護者

○担任や教科担当等が面談を行い、状況を確認するとともに、保護者の思いを受け止める。

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5, 6

- 担任が一人で抱え込まず、学年集団や教科担当とも連携し、組織として対応する。
- 学年集団で、学び直しや学力補充の手立てを計画的、継続的に行えるよう検討する。
- ケースによっては、担任等が別室登校や適応指導教室への通室等を促す。



- 担任や教科担当等が家庭訪問を行い、Gや保護者とコミュニケーションを取るとともに、具体的な学力補充の支援計画を伝える。
- Gが登校できるまでケース会議を継続的に行い、Gの再アセスメントと支援計画を修正し、再検討する。

G（本人）・保護者

- GやGの保護者に対して、スクールカウンセラーや教育相談主事等によるケアを行うなど、継続的に支援することが重要である。
- キャリア教育担当とも連携し、学力補充とともに長所の伸長にも注力し、進路についてケアを行うことも大切である。
- 学業不振の背景に、いじめやネグレクト（虐待）の問題が絡んでいるケースも考えられるため、担任等がG及びGの保護者にていねいに聞き取ることが大切である。いじめやネグレクト（虐待）を認知した場合は、それぞれP.8、P.18を参照する。

(8) 進路に係る不安が主たる要因

父は厳格な性格で、常々Hに対し、「しっかりと勉強して、よい学校に行かないと社会人になってから苦労する。」と伝え続けていた。しかし、中学3年生の夏休み以降、成績が悪くなったことから、父親の期待に応えられないと考えるようになり、体調不良を訴えることが多くなってきた。

【 対 応 】

教職員がHの状況を認識（校長に報告）



Hとの個人面談や
担任等による家庭訪問

複数の教員で、いじめ
アンケート等を確認

教職員からの情報収集

いじめの疑いがある場合 → P.8

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5, 6

Hへの支援

Hの保護者への対応

Hが登校できる場合

- 教室で授業を受けられないときは、別室で個別授業を行う。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。（無理強いせず、Hの希望を確認しながら行う。）
- 担任等が家庭訪問を定期的に行い、Hの心のケアや本人の希望があれば、学力補充を行う。
- 継続してケース会議で支援計画の検討を行う。

Hが登校できない場合

- 担任等、Hが安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、Hの進路選択についての相談や、心のケアに取り組む。
- 担任や教科担当が、欠席した期間の学力補充を行う。（可能であれば、別室登校を促す。）
- 担任等との中学校卒業後の進路を選択する面談は、できる限り学校で行う。（面談の時間と教室は配慮する。）

- 担任等がHの願いや悩みをていねいに保護者に伝える。（父親に、理解を求める。）
- 母親の心のケアを行いながら、Hの支えになるよう依頼する。
- 進路に関する情報をていねいに伝える。
- スクールカウンセラーや教育相談主事とも相談するようにすすめる。
* 虐待が懸念される場合、速やかに県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）に通告する。→ P.18

Hが納得して進路選択をしていくことが大切です。そのためには、Hに自尊感情を育むことと、保護者の理解が必要です。

(9) 入学時の不適応が主たる要因

1は、高校入学当初から無気力な様子で、クラス内でも積極的に人間関係を構築しようとしなかった。次第に、クラス内でも孤立するようになり、体調不良を理由に遅刻や欠席をするようになった。同じ中学校から入学した生徒から聞き取ったところ、1にとっては不本意な入学であることが分かった。

【 対 応 】

教職員が事象を把握（校長に報告）

校長の指示のもと、学年集団等が連携して組織的に対応する。

ケース会議 → P.6

学年集団等

スクール
カウンセラー

情報収集等

心のケア

出身校との連携

- 校長を通じ、前担任や進路担当などから在籍していたときの状況や、どのような進路希望をもっていたのかを確認する。
- 入学後、間もない時期であり、教員との信頼関係が構築されていない場合においては、特に、協力を仰ぐ。

学校による1への登校支援

- 担任は、家庭訪問で1と面談し、信頼関係を構築するとともに、自己有用感をもたせる。
- 担任や教科担当は、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。
- 1及び1の保護者に対してスクールカウンセラー、教育相談主事等によるケアを行う。
- ケース会議を継続して行い、1の再アセスメントと支援計画を修正し、再検討する。

学校の組織的な取組

- 1について、多くの教職員で継続的に「見立て（アセスメント）」を行う。
- ケース会議を踏まえ、教育相談部会等において、1の再登校に向けた支援計画の検討を行う。
- 担任や教科担当は、別室登校した際の対応や適応指導教室等と連携して、1の学習の場をつくる。
- 担任や教科担当は、小さな変化をていねいにとらえ、「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」等で教職員が情報共有する。
- 背景に、いじめやネグレクト(虐待)の問題が絡んでいるケースも考えられるため、担任等が1及び1の保護者にていねいに聞き取ることが大切である。いじめやネグレクト(虐待)を認知した場合は、それぞれP.8、P.18を参照する。

進路変更を希望した際の支援

- 担任は、家庭訪問や面談で、1及びその保護者の意向をていねいに確認する。
- 新たな進路希望の実現に向けて、学校としてできることを提示し、1及びその保護者の同意のもとで支援を行う。

(10) 学校教育への不信が主たる要因

」の保護者は、「学校に行くのは無駄だ。勉強は塾か家ですればいい」との方針で」を育てている。そのため、」は、入学式以降登校しなくなった。」は、時々数名の級友と遊ぶことがあるが、塾以外は、ほとんど家の中で過ごしている。担任等が家庭訪問しても、」の保護者だけの対応で終わってしまい、担任等は、ほとんど」に会うことができない。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」での長期欠席の理由の分類では、「その他」に該当 P.20を参照)

【 対応 】

担任等が」の状況を認識 (校長に報告)

虐待の疑いがある場合 → P.18

ケース会議による「見立て (アセスメント)」 → P.5, 6

スクールカウンセラー

管理職・教職員

スクールソーシャルワーカー

学校によるアプローチ

- 担任や管理職等が家庭訪問を行い、」及び」の保護者から、ていねいに話を聞き取り、学校よさや集団で学ぶ大切さを伝え、」が登校するように粘り強く説得する。
- ケース会議で繰り返し「見立て (アセスメント)」を行い、級友に協力を求め、登校時に」を誘いに行くなど、様々な方策により登校を促す。

通知

指導・支援

協力依頼

連携

教育委員会

*出席の督促

地域・関係機関と連携

- 市町村福祉担当課
- 県子ども・女性・障害者相談センター (児童相談所)
- 民生委員・児童委員

虐待が懸念される場合、速やかに県子ども・女性・障害者相談センター (児童相談所) に通告する。

情報収集・訪問支援

」 (本人)

」の保護者

*学校教育法施行令 (第二十条・第二十一条)

校長は、在学する子供が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を教育委員会に通知しなければならない。通知を受けた教育委員会は、保護者が子供を就学させる義務を怠っていると認められる時は、その保護者に対して、出席を督促しなければならない。

(11) 病気（起立性調節障害※5等）が主たる要因

中学校に進学後、Kは、朝ベッドから起き上がるのがつらい日が続いた。欠席した日は、家で勉強しようとするが、すぐにだるくなり吐き気も出るなど、体調が改善されない状態であった。

(※5 P.20を参照)

【 対応 】

教職員の気づき



「病気」による長期欠席にも「不登校」が潜在化している可能性があることから、不登校の可能性を含めて、学校内でしっかりと見立て（アセスメント）を行う必要がある。

情報の収集・確認

ケース会議による「見立て（アセスメント）」 → P.5, 6

医療機関での診察

病気であると診断

全教職員の理解と子供の理解と協力

- 全教職員に、起立性調節障害等の理解を深める研修を実施する。
- 学級会やホームルーム活動で、起立性調節障害等の病気について配慮が必要な子供への理解と、登校に向けた支援についての協力を求める。

病気でない診断

起立性調節障害等
病気になった要因
を探る。

学校や家庭に要因があると考えられる場合

病気以外に欠席している
原因が見当たらない場合

登校支援と平行して実施

Kへの登校支援

- Kが安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、Kと保護者の支援（ケア）に取り組む。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。（可能であれば、別室登校を促す。）
- 担任は、保護者から治療の状況を定期的に聴取しながら、ケース会議で支援計画の確認及び修正を行う。

学校生活に関わることへの対応

- 担任等が、Kの不安を取り除くための取組を行い、その過程と結果をKと保護者にていねいに伝える。
- 教育相談部会やケース会議において、Kの再登校に向けた個別支援計画の確認及び修正を行う。

家庭の事情への対応

- Kの保護者に対してスクールカウンセラーや教育相談主事等によるケアを行う。
 - スクールソーシャルワーカーを活用し、市町村福祉担当課や民生委員・児童委員、県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）等の関係機関と連携する。
- *虐待が懸念される場合、速やかに県子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）に通告する。→ P.18

(12) ネグレクト^{※6} (虐待) が主たる要因

Lの両親が離婚し、母親に養育されることになったが、母親は、毎日のように夜遅くまで家に戻ってこなかった。その結果、食生活を含めて生活習慣が乱れていき、遅刻や欠席が増えていった。

(※6 P.20を参照)

【 対応 】

教職員が事象を把握 (校長に報告)

校長の指示のもと、学年集団・生徒指導部会等が連携して組織的に対応する。

ケース会議 → P.6

スクール
ソーシャルワーカー

スクール
カウンセラー

心のケア

つなぐ

地域・関係機関と連携

- 市町村福祉担当課
 - 県子ども・女性・障害者相談センター (児童相談所)
 - 民生委員・児童委員
 - 要保護児童対策地域協議会
 - 警察、補導委員
 - 青少年補導センター 等
- *学校は、教育委員会と連絡を密にする。

学校によるLへの登校支援

- 担任や養護教諭等が、家庭訪問でLと対面し、身体の変化に注意するなどの安全確認を行う。(複数の教員で行う。)
- Lの母親と面談を行いながら、Lの養育についての考えや、今後の方針について聞き取る。
- 教育相談部会やケース会議において、Lの再登校に向けた支援計画の確認及び修正を行う。
- 担任や養護教諭等による家庭訪問や母親との面談を行いながら、Lの母親にLの養育と基本的な生活習慣の確立について時間をかけて話し合う。
- 担任や教科担当が、欠席していた期間の学習内容の補充授業を行う。(別室登校や適応指導教室等も紹介する。)
- 校長は、母親への対応について、市町村福祉担当課や民生委員・児童委員に協力を依頼する。

- * Lや母親に連絡が取れないケース
- * 母親に養育能力がないケース
- * Lが触法行為や犯罪行為を行っているケース
- * Lに対面で安否確認できないケース

虐待の恐れがある場合は速やかに通告

児童相談所、福祉事務所、
市町村福祉担当課

在宅援助
(保護者を指導)

一時保護
(子供を保護)

継続的に登校支援

担任等による面談等

学校は、地域や関係機関と連携して組織的に対応できるように、窓口となる教員を決めて、日頃から関係を築いておくことが必要です。



7 学校外の施設との連携

不登校の子供たちが、安心感や信頼感を得て教室に戻る準備ができる居場所として、校内では保健室や相談室、さらには、今後、不登校になった子供の支援の中核となる役割を果たすといわれている適応指導教室の役割は大きくなります。また、学校や教育委員会がすべての手立てを講じた上で、家庭とも十分相談し、子供の状況により、環境を変えることが望ましいと判断する場合は、子供の状況に応じた他の学校への移動や子供の居場所としてフリースクール等を活用することが考えられます。

適応指導教室

適応指導教室とは

適応指導教室（教育支援センター）は、不登校になった子供の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その学校復帰を支援し、子供の社会的自立を目指します。

県内における適応指導教室設置状況

14市町で15教室を開設（平成28年12月末現在）

○和歌山市	ふれあい教室	○御坊市	御坊市適応指導教室メイト
○海南市	Happy Place ひなた	○みなべ町	メンタルハウス
○橋本市	適応教室「憩の部屋」	○田辺市	田辺市教育研究所ふれあい教室
○岩出市	フレンド	○白浜町	白浜町子育てふれあいルーム
○紀の川市	紀の川市適応指導教室 「ほほえみ粉河教室」 「ほほえみ貴志川教室」	○上富田町	上富田町適応指導教室
○新宮市		○新宮市	新宮市適応指導教室「はばたきの家」
○有田市	ラ・ポール		
○湯浅町	湯浅町適応指導教室		
○有田川町	適応指導教室「ファイブ」		

各教室が工夫しながら、
子供たちを支援しています。



フリースクール等の民間施設

フリースクールとは

フリースクールは、小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設のことです。

国の試案では、不登校の子供に対する相談・指導等に深い理解と知識又は経験を有し、子供のプライバシーにも配慮の上、学校と相互に不登校の子供やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれているなどの条件が示されています。

学校との連携

学校は、フリースクール等の民間施設に通う子供の状況についても把握する必要があります。子供や保護者のみでフリースクール等の民間施設に通うことを判断するのではなく、学校が、子供と関わる中で、学校への復帰が難しい場合やその環境を変えることが望ましいと考えられる場合には、学校、子供、保護者等の関係者で十分に協議する必要があります。

また、義務教育段階の子供が通うフリースクール等の民間施設と学校は、連携を密にし、子供の実状に応じて、学校への登校を促すなど、学校がていねいに関わって、状況を把握しながら支援を行っていくことが重要です。

● ● ● 知っておきたい用語 ● ● ●

※1 「見立て（アセスメント）」

数ある情報の中から、問題の本質に近づくための大切な情報を見きわめ、整理することで、要因や背景を明らかにすること。

※2 ブレインストーミング

参加者全員でたくさんの意見や気づきを出しあい、そこから子供が欠席する要因や背景等を見つけていく手法。

※3 長期欠席

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、長期欠席（年度間に30日間以上欠席した者。欠席は連続である必要はない。）を、「病気」や「経済的理由」、「不登校」、「その他」に分類している。

長期欠席の理由

- 病気…本人のけがや病気、心の問題等により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。
（自宅療養を行うことが適切であると子供本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 経済的理由…家計が苦しく教育費が出せない、本人が働いて家計を助けているなどの理由で、長期欠席した者。
- 不登校
 - ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）者。
 - ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない者。
 - ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない者。
 - ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）者。
- その他
「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれかにも該当しない理由により長期欠席した者。
〈例〉
 - ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝い等の家庭の事情から長期欠席している者。
 - ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
 - ・連絡先が不明なまま長期欠席している者。
 - ・欠席理由が二つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由が特定できない者。

※4 合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの。

※5 起立性調節障害

自律神経系のリズムが乱れ、午前中に交感神経が活性化せず、身体が休止する状態になる一方、午後から夜に体調が回復するといった身体症状の一つ。

※6 ネグレクト

子供の保護・養育義務を果たさず放任する行為。

いじめ・不登校に関する相談窓口

和歌山県

「教育相談電話」 和歌山県教育委員会

TEL：0739-23-1988（田辺市）
TEL：073-422-7000（和歌山市）
月～金 9:00～12:00／13:00～17:00
祝日、年末年始を除く

「いじめ相談電話」 和歌山県教育委員会

TEL：073-422-9961
24時間対応

子どもの相談 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

【来所面談】（まずは電話をして予約）
TEL：073-445-5312
月～金 9:00～17:45
土、日、祝日、年末年始を除く

「教育長POST(教育長へのメール)」 和歌山県教育委員会

【メール】
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku3/kyouikupost.html>
【郵送】
〒640-8585 和歌山県教育庁「教育長POST」宛（住所の記載は不要です）
FAX：073-432-4517

「県政ポスト(知事へのメール)」 和歌山県庁

【メール】
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/secure/teigen/teigen.html>
【郵送】
〒640-8585 和歌山県庁政策審議課「県政ポスト」宛（住所の記載は不要です）
FAX：073-441-2020

若者サポートステーション(総合相談) With You 和歌山県青少年・男女共同参画課

【電話相談】わかやま TEL：073-428-0874
きのかわ TEL：0736-32-0874
南紀 TEL：0739-24-0874
月～金 10:00～17:00
（祝日、年末・年始等を除く）
【メール相談】<http://with-you-wakayama.jp>

ヤングテレホン・いじめ110番 和歌山県警本部少年課

TEL：073-425-7867
【メール】
e8205001@pref.wakayama.lg.jp
月～金 9:00～17:45
夜間及び土・日・祝日は当直で対応

和歌山児童家庭支援センター きずな

TEL：073-460-8044
月～金 9:00～18:00
祝日、年末年始を除く

子どもと家庭のテレホン110番 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

【電話相談】
TEL：073-447-1152
24時間 365日

和歌山いのちの電話 社会福祉法人和歌山いのちの電話協会

TEL：073-424-5000
10:00～22:00（年中無休）
毎月10日は24時間相談
フリーダイヤル：
0120-783-556

文部科学省

24時間子供SOSダイヤル(全国共通) TEL：0120-0-78310

なやみ言おう

法務省

子どもの人権110番（全国共通） TEL：0120-007-110 平日8:30～17:15

関連資料（和歌山県教育委員会ホームページに掲載）

- 「いじめ問題対応マニュアル」（平成27年8月）
- 「子どもの安全・安心サポートマニュアル 見逃さないで！子どものSOS」（平成27年8月）
- 「不登校を生まない集団づくり」（平成27年3月）
- 「みんな生き生き！学級集団づくり」（平成28年3月）
- どの子も「わかる・できる」授業づくりのアイデア
～特別支援教育の視点を取り入れた新しい授業実践集～（平成24年3月）

不登校問題対応の手引き

平成29年 月

発行 和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課 生徒支援班 TEL:073-441-3686
義務教育課 児童生徒支援班 TEL:074-441-3661
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1